
基本方針

緑の将来像をもとに、鎌ヶ谷市の“みどり”と“水”の保全や整備、緑化の基本方針を設定します。

基本方針 - 1 身近な自然を守り親しむ

谷津や湧水、樹林地は本市の大切な自然です。特に谷津の湿地は、多様な生き物が生息する空間として、数少ない魅力的な自然地としての保全が求められています。そのため谷津や湧水、樹林地の保全や有効活用により、豊かな自然を守り親しみながら、市民の豊かな人間性を育む場とします。

基本方針 - 2 まちをみどりの快適空間にする

日々の休息や人との交流の場、健康づくりの場、災害発生時の避難地などとして、身近な公園を増やします。公園以外にも小規模なみどりを利用し、緑のスポットとして休憩やおしゃべりができる場所を整備し、みどりの中にまちがあるような快適なまちづくりを目指します。また、市民や企業の参加と協力のもと、道路や公共公益施設・民有地の緑化やみどりの保全などを進め、花とみどりにあふれる美しいまちづくりを進めます。

基本方針 - 3 自然を感じる、人にやさしい ネットワークをつくる

幹線道路の歩道や谷津を利用して、災害時の避難路にもなる歩道のネットワークや河川・水路、斜面林などに沿って自然を楽しむ散策路を整備します。また生活道路沿道の緑化などを進め、みどりの中で活動し、心と体を癒しながら安全に移動できる、みどりと水のネットワークを形成します。

基本方針 - 4 協働でみどりを創り守る

都市公園、ふれあいの森の他民有地である樹林地など、都市の貴重な緑地空間を維持・保全するために、市民参加による体制づくり・環境づくりを進めます。

緑地の確保目標量

緑の基本計画の、目標年次などのフレームや計画の目標水準を設定します。

計画の目標年次

計画の目標年次は「かがやレインボープラン 21(鎌ヶ谷市総合基本計画)」に合わせて、平成 32 年度とします。

基準年	目標年次
平成 13 年 (2001年)	平成 32 年 (2020年)

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

及び緑地の確保目標水準

緑の将来像の実現に向けて、現在のみどりを維持・保全しながら都市公園やふれあいの森の整備を進め、平成 32 年には市民一人あたり 14.8 m²、総面積 171.7ha の都市公園等を整備・確保することを目標とします。

緑地全体としては、市街地内で 27.2ha の緑地を増やし、市街地の 14.7%を緑地が占めることを目標とします。市域全体(都市計画区域)では 84.6ha の緑地を増やし、市域の 16.7%を緑地が占めることを目標とします。

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	平成 13 年 (2001年)	平成 32 年 (2020年)
都市公園	1.8 m ² /人	11.2 m ² /人
都市公園等	5.3 m ² /人	14.8 m ² /人

注 1) 都市公園：住区基幹公園(街区公園、近隣公園、地区公園)

都市基幹公園(総合公園、運動公園)広域公園、緑道

注 2) 都市公園等：都市公園、児童遊園、ふれあいの森、市民緑地、公共団体設置の運動場等、市民農園、民間設置・管理の公園等、前出以外の公共公益施設の植栽地

緑地の確保目標水準

緑地確保目標 水準 (目標年次 平成 32 年)	市街地面積に対する割合		都市計画区域面積に対する割合	
	平成 13 年	平成 32 年	平成 13 年	平成 32 年
	130.6ha	157.8ha	268.2ha	352.8ha
	12.2%	14.7%	12.7%	16.7%

注) 緑地：都市公園、都市公園に準じる機能を持つ公共施設緑地(児童遊園・ふれあいの森・市民緑地・グラウンド・市民農園・民間広場)、公共公益施設の植栽地、寺社境内地、生産緑地地区、河川区域、地域森林計画対象民有林、保全林、緑地として扱える文化財等

第6章 緑地の配置方針

緑地の配置方針

みどりは、生態系の形成、都市気象の調節、防風、防塵、防音、休養、余暇活動、ふれあい、季節感、安らぎ、避難地、延焼防止、景観形成など、非常に多くの機能・役割をもっています。これらの機能・役割を大きくみると、

環境保全

レクリエーション

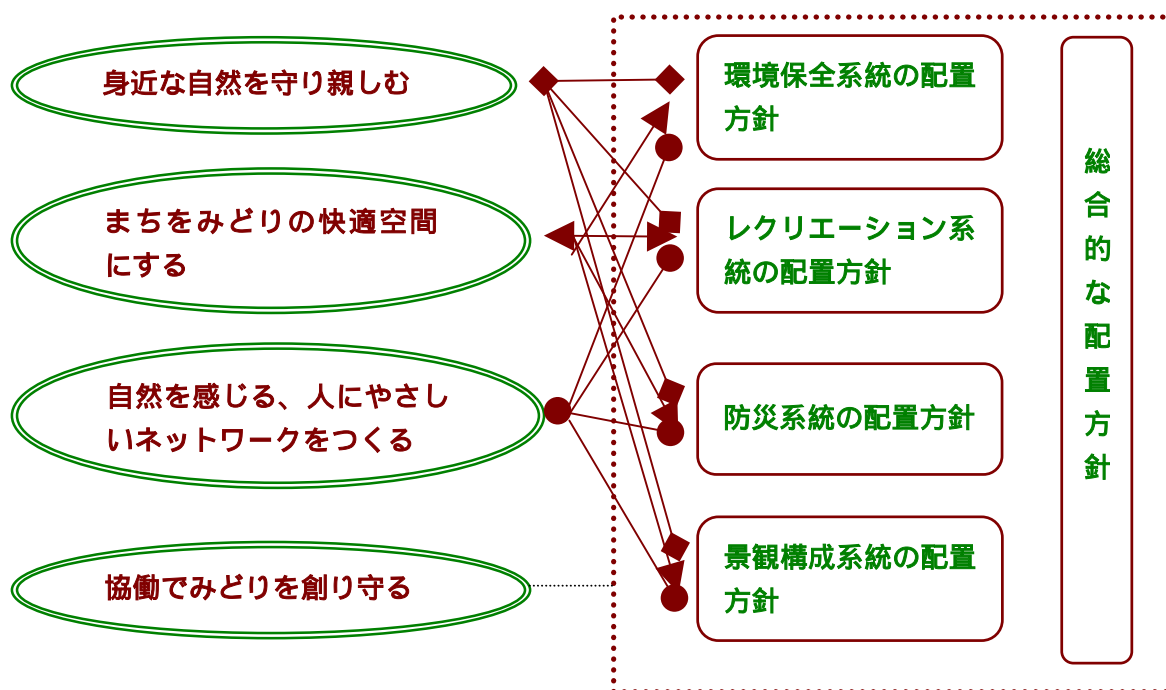
防災

景観構成

の4つに分けることができます。

そのため基本方針に基づきながらみどりの適正な配置を行うために、4系統の機能・役割から緑地の配置方針を設定します。

さらに、都市全体の緑地の配置バランスやみどりと水のネットワークの形成などの観点から、総合的な緑地の配置方針を設定します。



系統別の配置方針

環境保全系統の配置方針

みどりには、都市気象の調節、大気の浄化、騒音の防止、ビオトープの確保、都市形態の規制・誘導など、環境を維持・形成する効果があり、人に対しては精神的健康、郷土意識を育てるなどの効果があります。

地勢を形成しているみどりの保全

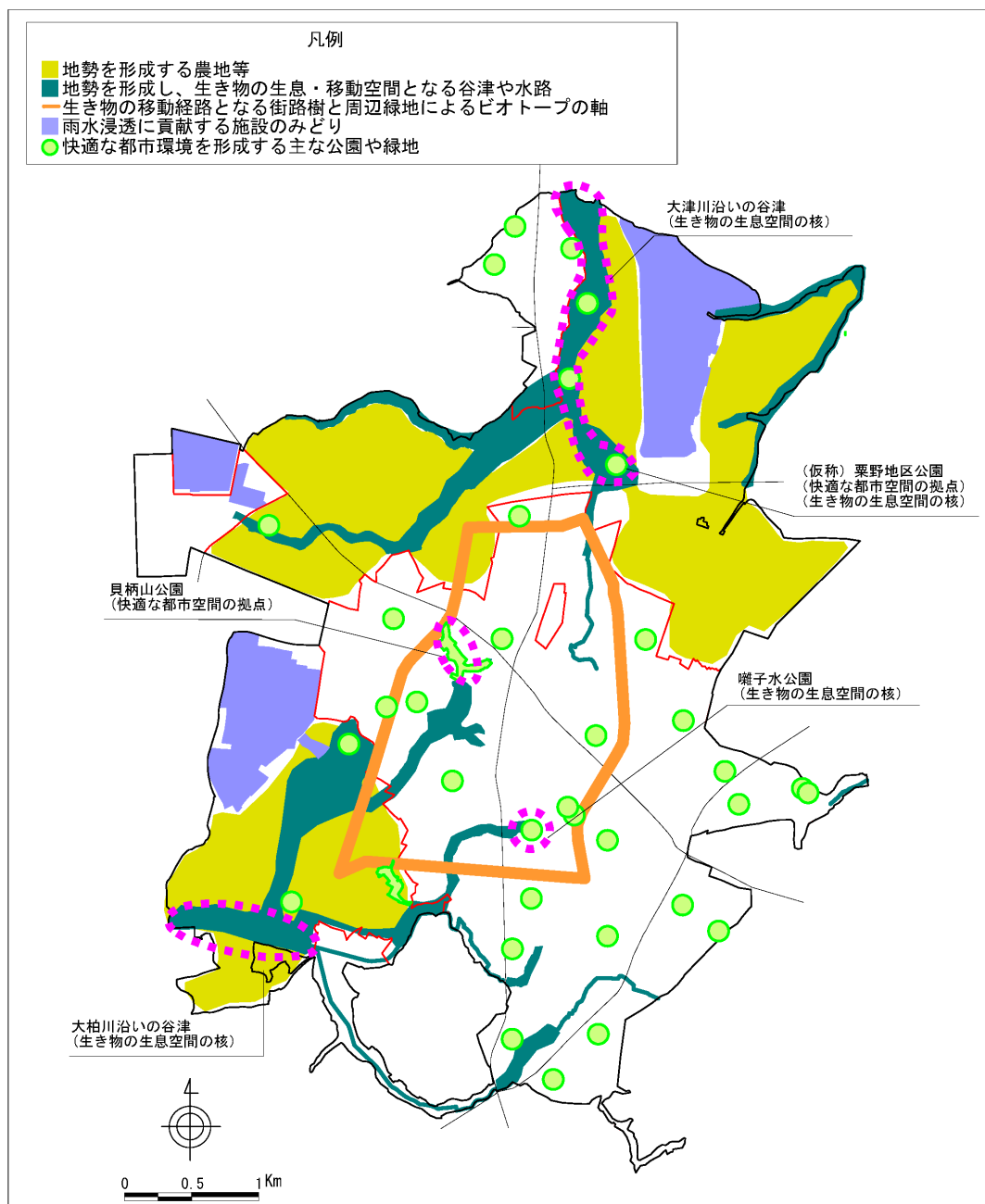
郷土の森と水の保全

心安らく快適な都市環境をつくるみどりの創出

環境への負担を軽減するみどりの保全・創出

多様な生き物の生息空間となるみどりの保全・創出

環境保全系統の緑地の配置計画図



レクリエーションシステムの配置方針

緑地は、市民の趣味や健康の増進、家族や自然とのふれあい、スポーツ、文化・交流活動等のさまざまなレクリエーション機能をもっています。とりわけ少子高齢社会では、子育て環境の整備、高齢者等の健康維持や社会参加、多世代間の交流などが求められ、緑地の重要性が高まっています。

自然とふれあうレクリエーションの場の創出

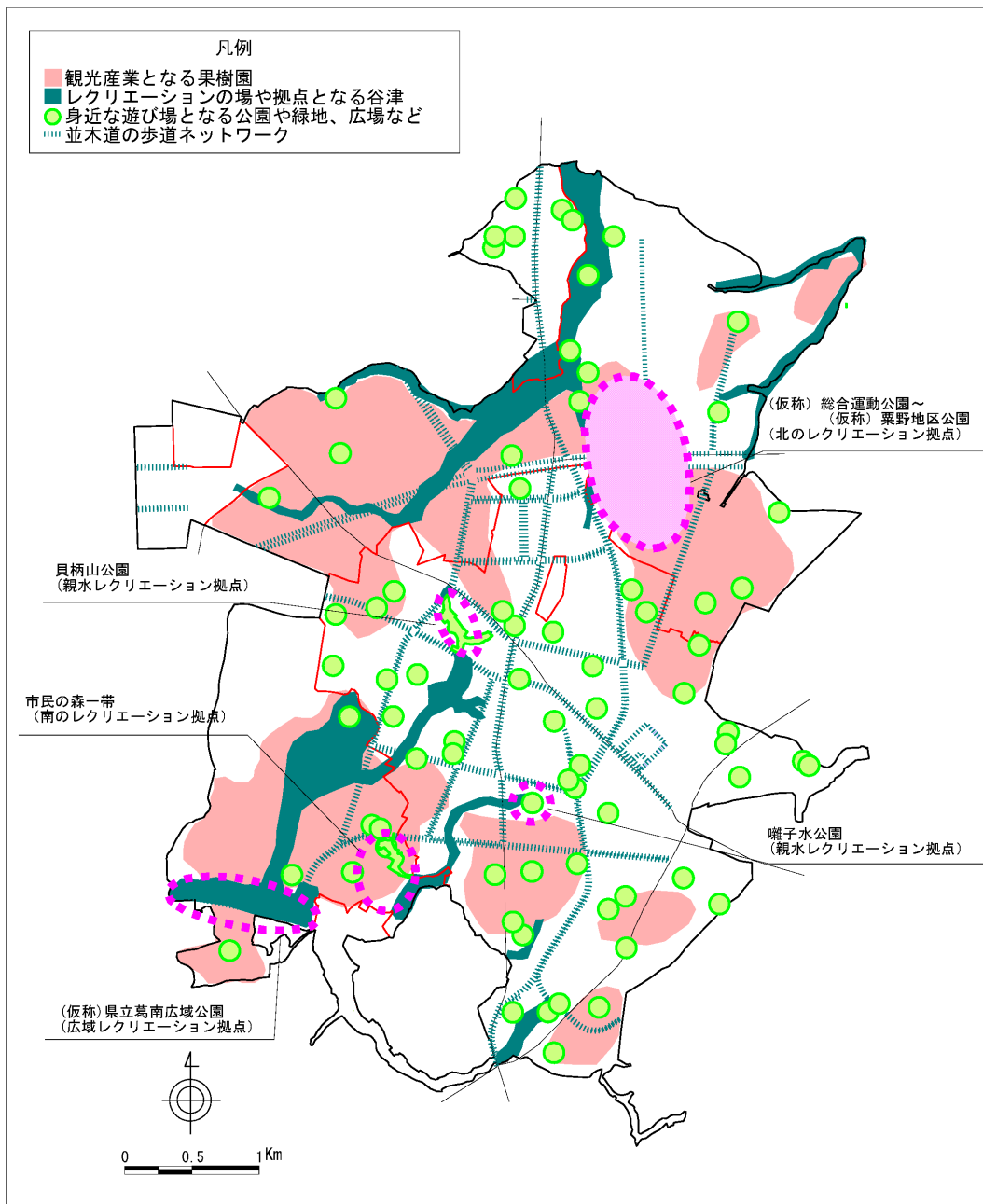
子どもや高齢者等が伸びやかに活動できる

スポーツ・レクリエーションの場の創出

スポーツ・レクリエーション活動の可能性を広げる

みどりと水のネットワークの形成

レクリエーションシステムの緑地の配置計画図

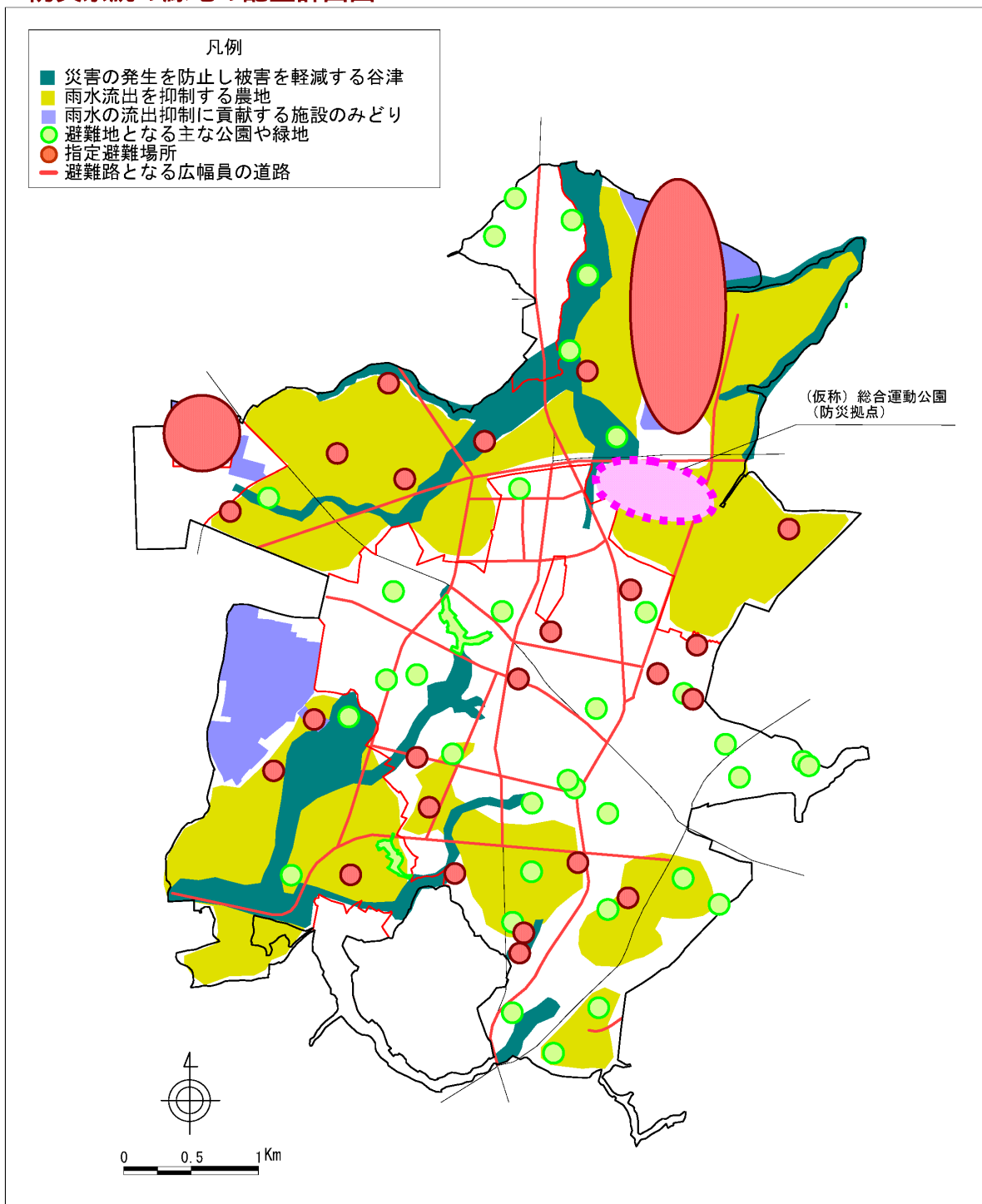


防災システムの配置方針

緑地は、斜面地における土砂流出などの災害の発生や災害の拡大を防止する機能を持っています。また災害発生時には、被災者の避難誘導と避難収容の場としての機能を発揮します。

災害の発生を防ぐみどりの保全・創出
避難地や避難路となるみどりの整備・保全

防災システムの緑地の配置計画図



景観構成システムの配置方針

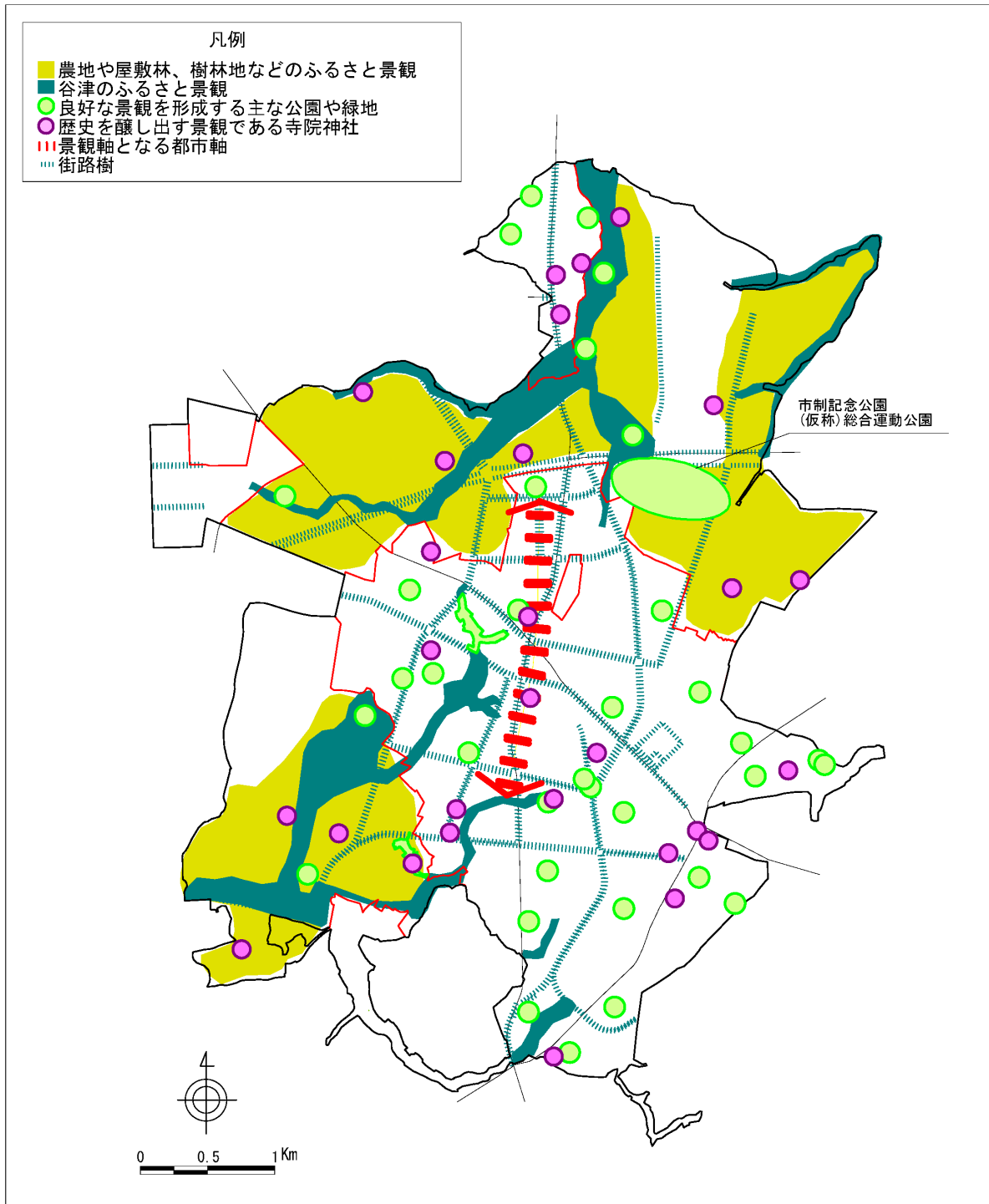
みどりは都市にうるおいを与え、見る人の心を和ませるなど、都市の快適性や都市景観の向上に大きく貢献します。また、郷土の歴史や文化と結びつき郷土の風景を形成するみどりは、地域の資産として大切な景観構成要素となります。

ふるさとの景観や歴史のあるみどりの保全

連続性のあるみどりの保全

美しい都市景観の保全・創出

景観構成システムの緑地の配置計画図



総合的な配置方針

環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の4系統の緑地の配置計画を総合的に調整し、市街化などの都市の発展動向や、緑地の充足度などの配置バランスを踏まえ、総合的な緑地の配置方針を定めます。

骨格となるみどりと水の配置

均衡あるみどりの配置

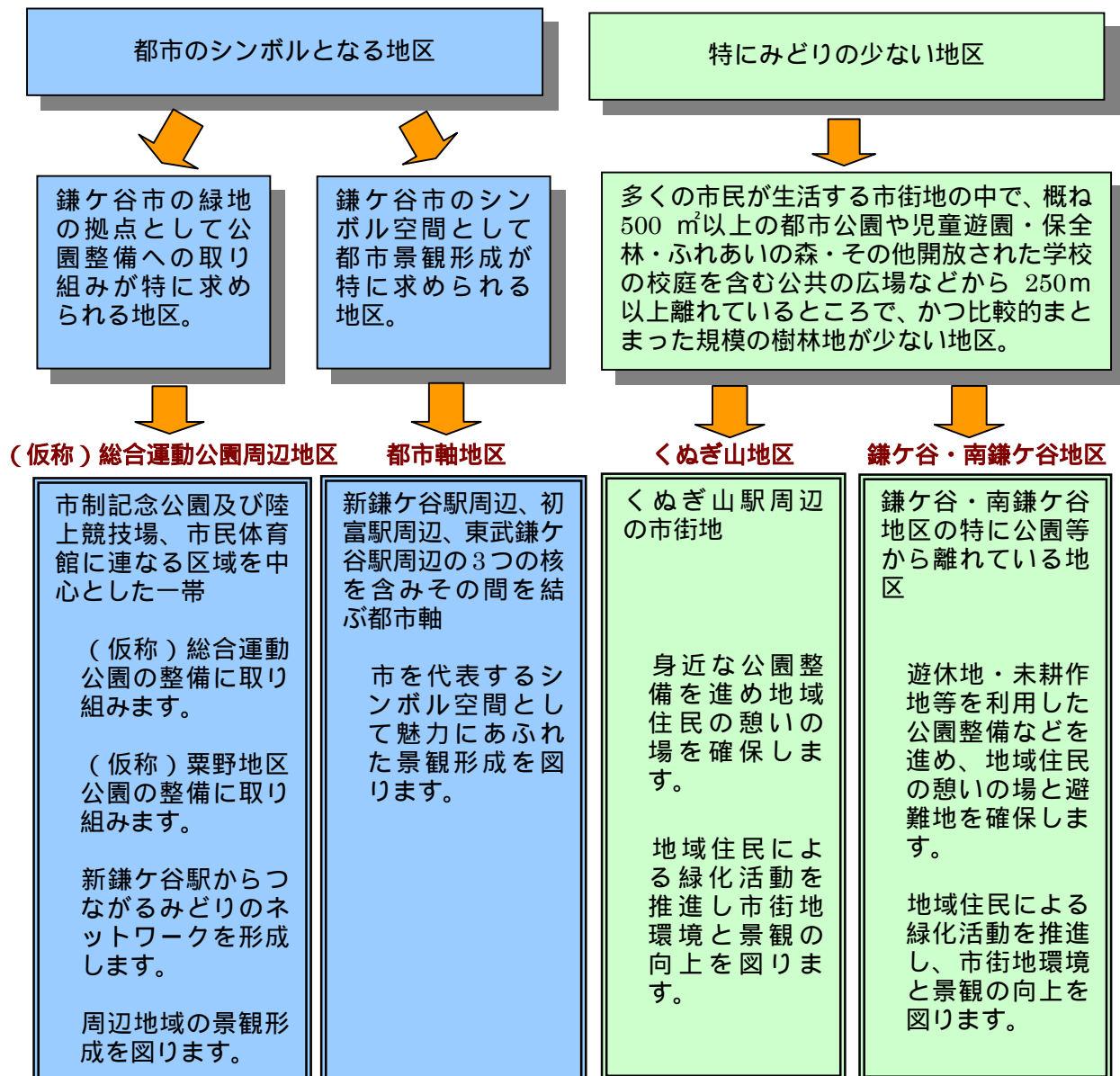
みどりと水のネットワークの形成

総合的な緑地の配置方針に基づき「緑の将来像」の実現に向けて取り組むものとします。

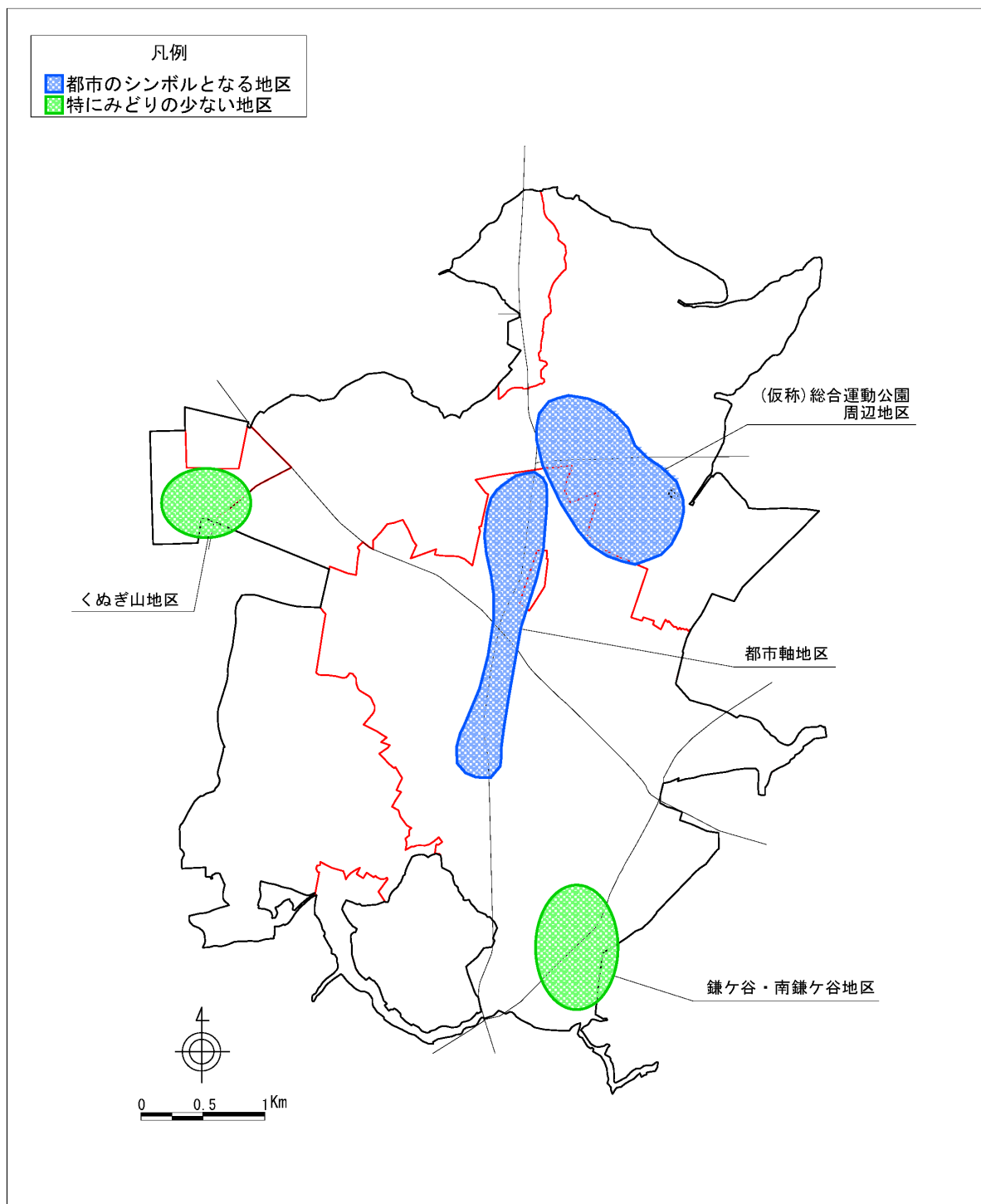
緑化重点地区の設定

駅前など都市のシンボルとなる地区やみどりが少ない住宅地などで、みどりの保全や都市緑化を重点的に進めるために、緑化重点地区を定め、緑ゆたかな鎌ヶ谷市づくりの先導的地区としていきます。

緑化重点地区の抽出条件



緑化重点地区位置図



第7章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

“緑は市民遺産である”という共通認識のもと、緑の将来像“人と自然が調和し協働で創り守る緑ゆたかなふるさと鎌ヶ谷”づくりを目指して、市内に残された貴重な樹林地や生産緑地地区による農地などを積極的に保全していくとともに、公園等の整備を推進し、市民生活にうおいとやすらぎを与えるみどりを守り、これを育てていく市民意識の高揚と快適な都市環境の形成に向けた施策を進めていきます。

施策の実施に際しては、これからの時代の要請である高齢者対策、少子化対策、傷病者のケア対策、働く女性の子育てのサポート対策及び福祉対策など市の総合的なコミュニティ対策にみどりが果たすべき役割を認識し、これに応えるよう配慮して進めていきます。

身近な自然を守り親しむ

谷津の保全

谷津の自然の再生と維持

谷津の自然に親しむ施設の整備

水源涵養と雨水流出の調整

谷津以外の樹林地・草地・樹木の保全

生き物の生息空間としての樹林環境や草地環境の保全

森のふれあい空間の確保

寺院神社の保全

屋敷林及び古樹名木の保全

開発に際しての樹林地・草地・樹木の保全

谷津以外の農地の保全

農地の保全

土や農業に親しむ農地の整備

水辺の保全

水辺の整備

調整池・雨水貯留施設の多自然化

文化財・歴史的遺産と一体となったみどりの保全

生態系の保全

まちをみどりの快適空間にする

住区基幹公園の整備

総合公園の整備

広域公園の整備

その他の空間の活用とバリアフリー化

公共公益施設の緑化

鉄道敷地・駐輪場・駐車場の緑化

鉄道敷地の緑化

駐輪場・駐車場の緑化

民有地の緑化

住宅地の緑化

商業地の緑化

事業所、工業地の緑化

植栽の配慮

自然を感じる、人にやさしいネットワークをつくる

幹線道路によるネットワークづくり

道路植栽による帯状緑地の創出

都市軸の形成

環状軸の形成

植栽の工夫

河川・水路によるネットワークづくり

自然型整備による生態回廊の形成

水質の浄化

谷津によるネットワークづくり

生活道路等の沿道緑化によるネットワークづくり

協働でみどりを創り守る

みどりを育てる体制づくり

庁内組織の協力

市民参加の推進・充実

人材の登録・育成

民間団体の育成

維持管理システムの構築

みどりのリサイクルの推進

みどりの基金の充実等

緑化重点地区での住民組織やルールづくり

緑地協定等の締結

普及啓発活動

情報提供

イベント等の実施

市民による自然調査の実施

表彰・顕彰制度の実施

教育

参考1 策定経過

平成13年10月20日：緑の基本計画に関する懇話会
南部公民館及び北部公民館で開催

平成14年 2月 1日から2月12日まで
：素案の閲覧及び意見の受付

2月 8日：緑の基本計画の素案に関する懇話会
市役所5階501・502会議室で開催

2月12日：公園・緑地にかかわる関係団体等からの意見
市役所5階502会議室で開催

3月 1日から3月11日まで
：案の閲覧及び意見の受付

3月 1日から：市ホームページで案を公開

参考2 用語集

〔あ行〕

オープンスペース

公園や広場、河川、山林、農地、社寺境内・墓地、学校運動場など、建物によって覆われていない土地や敷地内の空地进行を総称している。

NPO

Non-Profit Organization 民間非営利法人組織の略。非政府、非営利で活動を行う、組織的な実体をもった団体（政治団体、宗教団体を除く）のこと。

〔か行〕

協働

協力して働くこと。今後のまちづくりは、行政と市民等が協働して進めることが重要である。

公園サポーター制度

公園をより良好な状態に維持し適切に活用されるよう、市民と一体となって管理する制度。

コンテナ

もともとは貨物輸送用の大型容器のこと。プランターよりも大型の緑化用の容器をいう。

〔た行〕

建物の緑化

建物の緑化の例としては、屋上庭園、地被類による緑化屋根、ベランダのプランター緑化、ツタ類を這わせた壁面などがある。

〔な行〕

ネットワーク

網状に連結させ、相互の機能を高めること。

〔は行〕

バリアフリー

様々な生活分野において障害をなくすこと。

ビオトープ

(Bio - Tope) 生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Tope”を合成したドイツ語。安定した生活環境をもった〔動植物の生息空間〕のこと。ある限られた地域に、元来そこにあった自然風景を復元することを指す。

苗圃

樹木の苗木を育てるための畑。苗畑。

フレーム

米国のミンスキー教授が「フレーム理論」で提唱した、将来的な計画を実現するために設定される目標値のこと。例えば人口フレーム、経済フレームなど。

ふれあいの森

鎌ヶ谷市みどりの条例に基づき、市民の森林レクリエーションや保健休養の場として整備された樹林地。

〔ら行〕

ランドマーク

景観を構成するひとつの要素で、その都市や地域の象徴あるいは目印として特徴をもつもののこと。

緑地管理機構制度

平成7年の都市緑地保全法の改正により、住民や企業が主体となって緑の保全に取り組めるよう追加された制度。地方都市緑化基金など、民間からの寄付金などをもとに緑地の保全や緑化の推進に取り組むため、都市緑地保全法第20条の6の規定により、民法第34条に基づき設立された法人のうち、市民緑地の設置や管理等の業務を適正に行うことができると認められた法人を、緑地管理機構として都道府県知事が指定する。

緑地協定

都市緑地保全法第14条に基づき、一団の土地又は道路・河川などに隣接する土地の所有者などが、市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑地の保全又は緑化に関する協定。